掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年2月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則(平成17年掛川市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

Γ	健康医療課	健康企画係 母子保診係	健係 成人保健係 特定健
を			
Γ	健康医療課	地域医療推進課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特診係 新型コロナワクチン接種対策係
)-7/.) 7			

に改める。

第10条第2項第2号オ中「各種予防接種に関すること」の次に「(新型コロナワクチン接種に関することを除く。)」を加え、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 新型コロナワクチン接種対策係

ア 新型コロナワクチン接種に関すること。

附則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。